

ご旅行条件書(募集型企画旅行用)

この旅行は、株式会社タビックスジャパン[東京都中央区八丁堀 1-2-8 観光庁長官登録旅行業第197号](以下当社といします)が企画・募集・実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約(以下旅行予約といします)を締結することとなります。

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び旅行予約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 旅行代金

旅行代金は各コースごとに表示されています。出発日と利用人数でご確認下さい。また、子供代金は特にご注釈のない場合、旅行開始前満3歳以上12歳未満のお子様にご適用致します。海外の場合は満2歳以上12歳未満のお子様にご適用致します。子供代金が適用できない幼児であっても座席を使用する場合は、子供料金を申し受けず。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- ご来店でご予約の場合、当社所定の旅行申込書に所定事項を記入の上、申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金又は取降料若しくは運送料のそれぞれ一部又は全部として取扱いします。旅行予約は当社の承諾と申込金の受取をもって成立するものとします。
- 電話等の通信手段でご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して5日以内上記(1)の手続きが必要で、この期間内に(1)の手続きがなされない場合は予約はなかったものとして取り扱います。旅行予約は当社の承諾と上記の申込金の受取をもって成立するものとします。
- 通信予約により旅行予約の締結を希望されるお客様と旅行条件
(1)当社は、当社が主催するウェブサイト(カード会社(以下提携会社といします。))のカード会員(以下会員といします。))より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払を受けたいことを条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行予約(以下通信予約といします。)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取降料を含む加盟店ががない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
②通信予約の申込みの際、会員は申込みをようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加え「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
③通信予約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知を電子メール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員ご確認したときに成立します。
④通信予約の「カード利用」は、会員及び当社が「募集型企画旅行予約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日」とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。
- 身体ご障害のある方、健康を害している方、妊娠の方、病状が使用者の方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申しください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- 団体グループの場合のお申し込みは、その代表者を契約責任者として、契約の締結及び解除に関する契約項を行います。

3. 残金のお支払い

旅行代金からお申込金を差し引いた残金を、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目(当たる日から7日目)に当たる日まで(場合によっては遅くとも前日まで)にお支払いください。

4. 追加代金

追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテルの指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等により追加する代金をいいます。なお、申込金、取降料、送送料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金となります。

5. お申込み条件

- 15歳未満の方のご参加は親権者の同行が必要です。15歳以上20歳未満の方のご参加は親権者の同意書が必要です。場合により、同伴者の同行等を条件とする場合があります。
- ご参加にあたって特別な条件を定めた旅行については、ご参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件に適合しない場合、ご参加をお断りすることがあります。
- 身体ご障害のある方及び血圧異常、心臓病等現在健康を害している方は、その旨お申し出ください。健康を害している方は、医師の診断書を出していただきます。団体行動ご支援をきたすと当社が判断する場合は、同伴者の同行等を条件とする場合や、ご参加をお断りする場合があります。
- 当社は旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は加療を要すると判断する場合は、必要な措置を取ることがあります。これにかかるとの一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様の都合による旅行中止は原則としてできません。
- お客様の都合により旅行の日程から断絶する場合には、その旨及び割席の有無について必ず添乗員又は係員にご連絡いただけます。
- 他の旅行者ご迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認め

- られるときは、お申込みをお断りする場合があります。
- お客様が暴行、暴言、暴力団関係、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が当社として暴力及ぶ要求行為、不当な要求行為、取引に関して簡易的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が観光を流布し、偽装若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

6. 確定書面(最終日程表)

確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終日程表)は遅くとも旅行開始日の前日までにごお渡しします。(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たるまでにお渡しできるよう努力します)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日に取消募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合には旅行開始日当日にお渡しすることがあります。また、交付期日前であってもお問い合せいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

7. 旅行代金に含まれるもの

- 利用運送機関の運賃・料金
旅行日程で明示した運送機関の運賃・料金(運送機関の課す付加運賃・料金〔原価の水準の異常な変動に対応する為、一定の期間及び一定の条件下で限りあらかじめ旅行者に一律に課せられるものに限る〕を含みません。))コースにより等級が異なります。特にご表示のないときは、航空機の場合はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。
- バス料金
旅行日程で明示した送迎バス料金、都内間の移動バス料金、観光バス料金
- 宿泊料金
旅行日程で明示したホテルの宿泊料金及び税・サービス料金(洋室の場合2人部屋に2名様宿泊、和室の場合4人部屋に4名様宿泊を基準とします。)
- 食料料金
旅行日程で明示した食事の料金及び税・サービス料金
- 観光料金
旅行日程で明示した観光ご伴入場料金及びガイド料金
- 手荷物料金
お一人様スーツケース1個の手荷物の全行程中の運搬料金(重量は身もの回品を含めて20kgまで)。ただし、運送機関によって異なりますので詳しくは係員にお問い合せください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。)
- 添乗サービス料金
添乗員が同行する場合にあっては、それにかかる経費
- 団体旅行中のチップ

8. 旅行代金に含まれないもの

- 前項のほかは旅行代金の中に含まれていません。その一部を例示します。
(1)超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)
(2)飲食代、クリーニング代、電報、電話料、ホテルのルームサービス等に対するチップ、その他ご飲食飲費等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料
(3)傷害、疾病に関する治療費
(4)渡航手續費(旅行予約紙代、紙証代、査証料、予防接種料、傷害・疾病保険料及び渡航特約保険料)
(5)日本国内の航空サービス施設使用料(空港施設使用料)
(6)日本国内における自宅から発着空港までの交通費、宿泊費
(7)希望するオプションツアーの代金
- 税金(旅行日程で明示した都市の空港税等)
- 運送機関の課す付加運賃(原価の水準の異常な変動に対応する為、一定の期間及び一定の条件下で限りあらかじめ旅行者に一律に課せられるものに限る)※一部のコースを除く

9. 旅行予約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に於かない運送サービスの提供(遅延、目的地空席の変更等)その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行予約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後ご説明します。

10. 旅行代金の額の変更

(1)当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金

額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減少することがあります。

- (1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日よりお客様にその旨を通知いたします。
 - (1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額が旅行代金を減額します。
 - 当社は、上記9に基づき契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取降料、送送料その他の取直し、又はこれから支払われなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。))には、当該契約内容の変更の際この範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
 - 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行予約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となったときは、旅行代金の額を変更することがあります。
- お客様の交替
お客様は予め当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡すること(お客様の交替)ができます。この場合、当社所定の予約ご所定の事項を記入の上、当社へ提出していただきます。その際、当該所定の手数料をお支払いいただけます。
 - お客様による旅行予約の解除
(1)お客様は、いつでもお決め定める取降料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信予約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取降料の支払いを受けず。又、旅行契約が成立後コース及び出発日等を変更された場合も下記の取降料の対象となります。

①【海外旅行の場合】本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する場合と本邦外へ出発地及び到着地とする場合。(2)～(4)に掲げる旅行予約を除く)		
旅行予約の解除期日	右記以外の旅行の取降料	PEX運賃等を利用する旅行の取降料(注2.3)
1. 旅行契約締結後解除する場合(2～6を除く)	—	旅行契約締結時の航空券取降料等の額
2. 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降(3～6を除く)	旅行代金の10%	左記又は旅行契約締結時の航空券取降料等とのいずれか大きい額
3. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降(4～5を除く)	旅行代金の20%	
4. 旅行開始日の前々日以降(5を除く)	旅行代金の50%	
5. 旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%	

注1:ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます。

注2:航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券(PEX運賃等)を利用する募集型企画旅行予約であって、当該コースにて当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに当該航空券に關して航空会社が定める取降料数額、送送料、払戻手数料、その他の航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示した場合に適用します。

注3:航空券取降料等の額が旅行予約の取降料となる場合に、発券した航空券の運賃種別を確認することを希望するお客様は販売店にお申し出ください。利用航空会社の航空券取降料はそれぞれその航空会社のウェブサイトでご確認頂けます。不明な点は販売店にお問い合せください。

②【海外旅行の場合】(貸切航空機を利用する募集型企画旅行予約)		
旅行予約の解除期日	取降料	
1. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降(2～4を除く)	旅行代金の20%	
2. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(3～4を除く)	旅行代金の50%	
3. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合(4を除く)	旅行代金の80%	
4. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降に解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%	

注:ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます。

③【海外旅行の場合】海外旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む場合(欠席により旅行予約を除く)	別途お渡しする取降料規定(シフト等)が適用される場合を含みます。))によります。
--	--

④【海外旅行の場合】(本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行予約)	当該船舶に係る取降料の規定によります。
---	---------------------

⑤【国内旅行の場合】(貸切船舶を利用する募集型企画旅行予約を除く。)		
旅行予約の解除期日	右記以外の旅行の取降料	PEX運賃等を利用する旅行の取降料(注12)
1. 旅行契約締結後解除する場合(2～6を除く)	—	旅行契約締結時の航空券取降料等の額
2. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に(日曜旅行予約については10日目に)当たる日以降(3～6を除く)	旅行代金の20%	
3. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降(4～6を除く)	旅行代金の30%	左記又は旅行契約締結時の航空券取降料等とのいずれか大きい額
4. 旅行開始日の前日	旅行代金の40%	
5. 旅行開始当日(6を除く)	旅行代金の50%	
6. 旅行開始後又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%	

注1:航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券(PEX運賃等)を利用する募集型企画旅行予約であって、当該コースにて当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに当該航空券に關して航空会社が定める取降料数額、送送料、払戻手数料、その他の航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示した場合に適用します。

注2:航空券取降料等の額が旅行予約の取降料となる場合に、発券した航空券の運賃種別を確認することを希望するお客様は販売店にお申し出ください。利用航空会社の航空券取降料はそれぞれその航空会社のウェブサイトでご確認頂けます。不明な点は販売店にお問い合せください。

⑥【国内旅行の場合】(貸切船舶を利用する募集型企画旅行予約)	当該船舶に係る取降料の規定によります。
--------------------------------	---------------------

- 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他船舶手続き上の事由に基づきお取崩ししたる場合も、上記の取降料をお支払いいただきます。
- ご変更及びお取崩しにつきましては、営業時間内にお申し込みの販売店にお申し出ください。
- お客様は、欠ご掲げる場合においては、(1)の規定にかかわらず旅行開始前ご取降料を支払うことなく募集型企画旅行予約を解除することができます。

- 当社によって契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が22.(3)項の下表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- 上記10.(1)の規定に基づいて旅行代金が調整されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- 当社が旅行予約し、上記6.の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- お客様は旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げられたときは、(1)の規定にかかわらず、取降料を支払うことなく、旅行サービスの返却を受けることができなくなった部分の契約を解除することができます。
- 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなつた部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取降料、送送料その他の取直し支払い、又はこれから支払われなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるもの)に限り、支払います。

13. 当社による旅行予約の解除(旅行開始前)

(1)当社は、欠ご掲げる場合において、お客様ご理由を説明して、旅行開始前ご募集型企画旅行予約を解除することがあります。

- お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の

